

**軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）作業文書**  
**第 1 1 回核兵器不拡散条約（N P T）運用検討会議の合意文書案**  
**概要**

N P D I は、第 1 1 回 N P T 運用検討会議に積極的に貢献。この提言（注：合意文書案）は、N P T に対する N P D I メンバー国の共通のコミットメントを反映したものであり、同運用検討会議における未来志向かつバランスの取れた実質的な成果に貢献することを目的としている。

過去の運用検討会議において締約国が行ったコミットメント及び合意は引き続き有効であり、完全に履行されるべき。特に軍縮における進展は未だ不十分。締約国の努力は上記コミットメント及び合意を基に進められるべきであることを強調し、N P D I は以下の提言を行う。

**1 核軍縮**

（1）**第 6 条の履行**：2 0 1 0 年 N P T 運用検討会議で合意された「行動計画」のアクション 5 の履行は、国際的な安定、平和、そして損なわれることなく増大する安全保障を促進する形で核軍縮を早急かつ具体的に進展させるために不可欠であり続ける。2 0 0 0 年運用検討会議最終文書を想起し、核兵器国に対して以下を要請する。

- ・核兵器廃絶、核兵器のない世界の実現及びその維持に向けて、世界の核兵器の備蓄数を更に削減するべく、透明性のある公表された報告に基づき、前進のための具体的措置と目標を速やかに特定し、合意し、実施すること。
- ・核兵器によるリスクを低減する明確な措置に合意し、実行すること。
- ・信頼醸成及び透明性の向上のための取組を強化すること。
- ・予測可能性を高め、誤解や誤認のリスクを減退させ、危機安定性を高めるべく、核ドクトリンを見直すこと。核ドクトリンは、説明責任を向上させ、非核兵器国との間で十分な情報に基づく意味のある対話を可能とするために、公開され、アクセス可能にされなければならない。
- ・核不拡散・核軍縮の緊急性・重要性に関する意識の向上における市民社会、研究機関、学会の参加を推進する取組及びイニシアティブを支持すること。

核兵器国に対し、上記のコミットメントについて、2 0 2 8 年の準備委員会に報告することを要請。

2 0 2 6 年 2 月に新戦略兵器削減条約（新 S T A R T 条約）が失効したことに懸念をもって留意。核兵器国に対し、N P T の下での軍縮義務に整合的な形で、現代の核軍備管理を巡る課題に対処し、核軍拡競争を防止するための、核兵器国による新たな、検証可能な軍備管理枠組みの早急な形成を求める。

（2）**透明性**：透明性の原則は、不可逆性と検証可能性の原則とともに核軍縮に不可欠であ

り、その二つの原則を支えるものであることを強調。国別履行報告書の提出及び同報告書についての議論は、信頼を築く一助となり、核軍縮を促進させる共通の基盤を確立させるもの。核兵器国及び大規模な原子力の平和的利用の能力を有する国は、少なくとも1つの運用検討サイクル期間当たり2回報告すべき。核兵器国に対し、比較可能な形で、核弾頭の数・種類・状態、運搬手段の数・種類、核兵器用核分裂性物質の量、核リスク低減や核兵器の役割低減のための措置といった数値情報を報告書に含めることを要請。2030年の運用検討プロセス以降、少なくとも各運用検討プロセス当たり1回の準備委員会において、核兵器国の国別履行報告書について議論する時間を設けることに合意。核兵器国に対し、自国の報告書の説明・情報共有のために可能な機会を活用することを慫慂。

- (3) **核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）**：軍縮会議における核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の進展の欠如に懸念をもって留意。即時交渉開始が全締約国の共通の優先課題であることを確認。遅滞や前提条件なしに交渉開始することが長年にわたり要請されていることを強調し、NPT締約国に対し、条約交渉の妥結促進のための一層の取組を要請。生産モラトリアムを歓迎、未実施の核兵器国に同様の措置を要請。
- (4) **包括的核実験禁止条約（CTBT）**：非締約国、とりわけ9つの発効要件国に対し、遅滞及び前提条件なく批准することを要請。包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会による条約の発効に向けた準備のための取組への継続的な支援の重要性に留意。核兵器国にはCTBTの批准を奨励する特別な責任があり、行動を起こすことを要請。全締約国に対して核爆発実験モラトリアムの維持を要請。
- (5) **核リスク低減**：悪化する国際安全保障環境とそれに伴う核紛争リスクの増大、並びに係る紛争がもたらす壊滅的な非人道的結末に対する深い懸念に鑑み、核紛争リスクを低減させ、核戦争を回避することは全締約国の利益であり、とりわけ核兵器国は特別な責任を有するものと認識。実践的な核リスク低減のための措置として、透明性向上、核兵器国間及び核兵器国・非核兵器国間の対話の強化、警戒態勢解除、新興技術やサイバーに関連した脆弱性の最小限化等といった点を踏まえて、更なる取組を行うことを慫慂。
- (6) **核軍縮検証**：NPT第6条の実施に向けた実践的で効果的なステップとしての核軍縮検証の重要性を強調。2016年の国連総会決議に基づき設置された核軍縮の進展のための検証の役割につき検討する政府専門家会合（GGE）による作業、更なる検討のためにGGEを設立する国連総会決議の採択（2019年）、及び核軍縮検証に関する科学技術専門家グループを設置する国連総会決議の採択（2025年）を歓迎。核軍縮検証における核兵器国・非核兵器国間のパートナーシップ、知見共有、透明性を含む能力開発・信頼醸成措置の重要性を強調。
- (7) **核兵器の人道上の影響**：核戦争のリスクの高まりを懸念し、核兵器の使用による壊滅

的な非人道的結末への深い懸念を強調。そのような結末に鑑みて、核兵器が二度と使用されないことが全ての国の利益になることを確認。軍縮不拡散教育や被爆者の証言の多言語への翻訳等の取組を通じて、核兵器の非人道的影響に関する認識を国境や世代を超えて向上させ、広めることの重要性を強調。核兵器使用や核実験の被害を受けた人々の記憶を保存することの重要性を認識し、世界の政治的指導者や若者等に対し、被爆の実相に関する意識向上のために核兵器の影響を受けた場所を訪問し、交流することを呼びかける。

- (8) **軍縮・不拡散教育**：核兵器のない世界の実現に向けた有効な手段としての軍縮・不拡散教育の重要性を強調。年齢、性別、国籍にかかわらず、あらゆる人々の軍縮・不拡散問題への意識を向上させるために、最も効果的な手段を模索する重要性を認識。締約国に対し、情報技術の発展とジェンダー平等の進展を念頭に置きつつ、軍縮・不拡散教育の促進のための具体的措置を講じることを要請。

## 2 不拡散

- (9) **保障措置**：保障措置上の確認における IAEA の不可欠な役割を認識。IAEA 包括的保障措置協定 (CSA) と追加議定書 (AP) の組合せが現下の国際的な検認基準であることを認識。CSA 及び AP の未締結国に対し、双方を遅滞なく締結することを求める。全締約国に対し、CSA 及び AP の普遍化に関する IAEA の取組を可能な範囲で支援する手段につき議論することを要請。
- (10) **消極的安全保証 (NSA)**：NSA の再確認及び強化が全体的な安全保障環境の改善と不拡散体制における信頼強化に役立つことを認識。核兵器の使用ないし使用の威嚇に対する唯一かつ絶対的な保証は、核兵器の完全な廃絶であり、NSA それ自体を目的とすべきではなく、核兵器のない世界の実現に向けた暫定的なステップの一つとして捉えるべき。明確かつ法的拘束力のある安全の保証の享受への非核兵器国の正当な関心を認識。

**非核兵器地帯**：関係地域の国家間で任意に達成される取決めに基づいて創設される非核兵器地帯の重要性を再確認し、核兵器国に対して非核兵器地帯条約議定書の発効に向けた取組を慫慂。中東非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議プロセスに留意し、進展が急務であることを強調するとともに、全ての中東諸国にそのプロセスへの参加・関与を慫慂。

- (11) **北朝鮮**：北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイル並びに関連計画及び施設の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄 (CVID) の実現という国際社会の目標に対する締約国のコミットメントを再確認。国際社会に対し、関連する国連安保理決議の完全な履行を求めるとともに、北朝鮮に対し IAEA 保障措置及び NPT の完全な遵守への復帰を強く求める。国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの解散を深い懸念を持って注視。

### 3 原子力の平和的利用

- (12) **平和的利用**：NPT締約国の原子力の平和的利用の奪い得ない権利を再確認。原子力利用に際しては、最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び保証措置へのコミットメントと実施が伴わなければならない。平和的利用は持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するものであり、締約国に対し、平和的利用の恩恵の最大限の拡大に対する支持を慫慂。締約国の原子力利用を支援する上でIAEAが果たす重要な役割を認識。原子力損害賠償に関する国際条約の未締約国に対して締結を呼びかけ。
- (13) **原子力安全**：原子力技術の利用に際しては、あらゆる段階において、国内法や国際的責務に合致した形で最高水準の原子力安全と効果的な保証措置へのコミットメントと現行の取組が伴わなければならないことを強調。適切な法的及び規制基盤の開発、実施及び継続的な改善の重要性、原子力安全強化に向けた教育等の重要性を強調。原子力安全条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、放射性廃棄物等安全条約を締結し、これらの条約上の義務を履行することをNPT締約国に対して慫慂。
- (14) **核セキュリティ**：あらゆる核及びその他の放射性物質及び施設における効果的かつ包括的な核セキュリティの維持・強化に関する成果を認識し、引き続きコミットする。前回の運用検討会議以降、数か国が核テロ防止条約及び核物質防護条約とその改正条約の締約国となったことを歓迎し、これらの条約の締約国に条約上の義務の履行を呼びかけるとともに、未締約国による締結を呼びかける。2024年核セキュリティに関するIAEA国際会議の閣僚会合を、知識や経験の共有、協力と政治的コミットメントを促進するものとして強調。

### 4 その他

- (15) **運用検討プロセス強化**：運用検討プロセス強化の観点から、その効率性及び運用を改善するために、実質的な議論を継続し、具体的な行動をとる明確な必要性があることを認識。また、運用検討プロセスの有効性、透明性、包摂性、効率性及び対応力をさらに強化する必要性を認識。運用検討プロセス強化の取組は実質的な成果を得ることの代替にはならないことを強調。運用検討プロセス強化の更なる進展を追求し続けることを全締約国に要請。
- (16) **脱退**：非締約国に対して非核兵器国としてNPTに加入することを慫慂し、脱退を思いとどまらせるための包括的なアプローチをとることが重要。第10条に基づく（脱退の）権利を行使した国は、脱退前になした条約違反については引き続き国際法の下での責任を負い、核物質及び施設は保障措置体制の下にとどめおかれなければならないことに留意。